

新島学園短期大学で労働法セミナーを実施

群馬労働局では、これから社会に出て働く若者の雇用を促進するに当たり、労働法制にかかる教育の充実が求められていることから、県内の大学で、就職前、就職後に役立てていただくために、平成 25 年 2 月から労働法のセミナーを実施しています。

平成 26 年 9 月 11 日(木)には、新島学園短期大学で、午後 1 時 10 分から午後 2 時 40 分までの時間、2 年生及び 1 年生対象の就職ガイダンスの一環として労働法のセミナーを実施しました。

群馬労働局雇用均等室長が講師を務め、就職までに必要な知識として、「就職について考える」、「就職の仕組み」、「『労働法』について」、「『働き始める前』に知っておきたいこと」、「働くときのルール」等について説明を行いました。

講義後のアンケートでは、「大変参考になった」21%、「参考になった」70%と合わせて 91%の学生が参考になったと回答しており、興味をもった主な内容としては、多い順に「給料」、「有給休暇」がともに 33%と関心が高く、次いで「男女雇用均等」32%、「仕事と家庭の両立」、「就業規則」30%等となっています。

また、学生からの質問等においては、「職場のパワハラ、セクハラはアルバイトの身でも訴えることはできるか」、「ブラック企業とよく耳にするが、優良企業とブラック企業をどのように調べればよいか」などの具体的な質問があるなど、関心の深さが伝わってきました。

今後も、県内の大学と連携して、順次実施していきます。



この記事に関するお問い合わせ先

総務部 企画室 TEL 027-210-5002